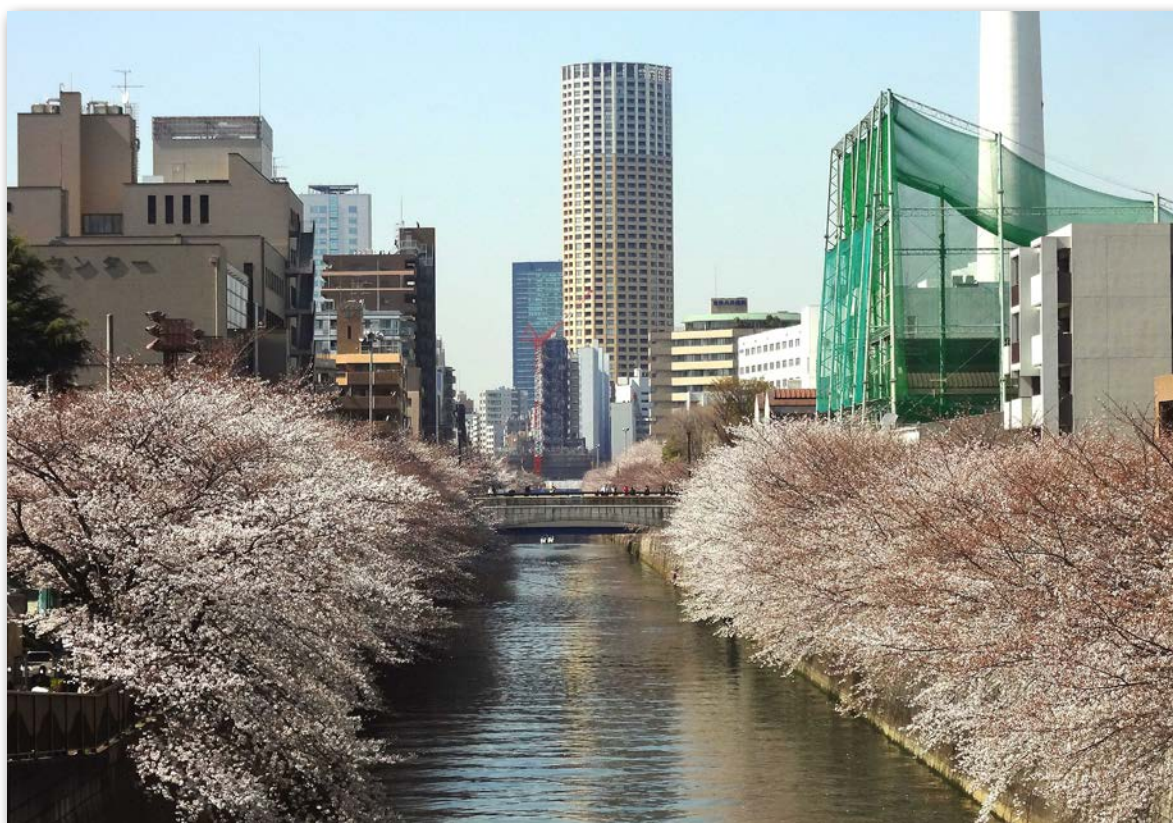


椎の木

SHII-NO-KI



目黒の歳時記：テーマ「桜香る目黒川」散歩中に撮影

関東のお花見スポットランキング第1位の目黒川沿いの兩岸に咲き競う約800本の桜並木、目黒新橋から中目黒方面を見る先には目黒のランドマーク「アトラスタワー」がそびえる風景に思わずシャッターを切っていた。

大きな公園などはないものの川沿いのそぞろ歩きを楽しむことができる。

撮影・投稿：土橋新也 氏

※目黒法人会広報委員会では表紙写真を公募しています。次号は7月10日発行予定。

Contents

目黒の歳時記	1	よくわかる事業承継 第3話	8
税制改正大綱	2	健康エッセイ	10
税務署からのお知らせ	4	外国人留学生のお国紹介(10)	11
都税事務所からのお知らせ	5	租税教室	12
区役所だより	6	イベント情報	13
新入会員紹介	7	編集子／編集後記	14

平成27年度 税制改正大綱

平成27年度 税制改正大綱

法人税率の引き下げ 盛り込まれる！

法人会の改正要望実現へ

政府は、平成27年1月14日に平成27年度税制改正大綱を閣議決定しました。
法人税率の引き下げをはじめ、課税ベースの拡大等により、法人課税を成長指向型構造に変え、企業の競争力を高め景気回復を後押しするという方向性を前面に出しているところが特徴と言えます。

主な内容をお知らせします。

法人税関係

■法人税率の引き下げ

法人税の税率が、現行の25.5%から23.9%に引き下げられます。これにより法人実効税率は現行の34.62%から32.11%（東京に所在する法人の実効税率は35.64%から33.10%）になります。平成27年4月1日以後開始する事業年度から適用されます。

■中小法人の軽減税率の特例の延長

中小法人の軽減税率の特

例の適用期限が平成28年度末まで2年延長されます。

■商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長

商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業者が経営改善設備を取得した場合に、取得価格の30%特別償却又は7%税額控除ができるもので、その適用期限が平成28年度末まで2年延長されます。

■欠損金の繰越控除制度の見直し

大法人（資本金1億円超の法人）の控除限度について

■受取配当金の益金不算入制度の見直し

保有割合の高い支配目的の株式の受取配当金については、100%益金不算入としつつ保有割合が現行の25%から1/3超に引き上げられます。保有割合5%以下の株式は非支配目的の保有として、受取配当金の益金不算入割合が50%から20%に引き下げられます。

■所得拡大税制の見直し

雇用者給与等支給増加割合の要件について、中小企業者であれば平成28年4月1日以後開始する適用年度から5%以上が3%以上に、中小企業者以外は平成28年4月1日から平成29年3月31日までに開始する事業年度から5%以上が4%以上に緩和されます。

■外形標準課税の拡大

大法人の法人事業税のうち1/4に導入されている外形標準課税が2年間で1/2に拡大され、これにあわせて所得割の税率が引き下げられます。平成27年4月1日以降開始事業年度と、平成28年4月1日以降開始事業年度と段階的に実施されます。

現行の80%から次のとおり段階的に引き下げられます。なお、中小法人等については、従来通り控除限度額の制限は適用されません。

- 平成27年4月1日から平成29年3月31日までに開始する事業年度 65%
- 平成29年4月1日以後開始する事業年度 50%

また、繰越欠損金の繰越期間が現行の9年から10年に延長されます。平成29年4月1日以後に開始する事業年度に生じた欠損金から適用されます。

所得税関係

■NISAの拡充

ジュニアNISAが創設されます。これにより未成年者でも口座開設できるようになりました(年間投資上限額は80万円)。平成28年以降利用できるようになります。

また、現行NISAの年間投資上限額が、平成28年から年間120万円(現行100万円)に上げられます。

■国外転出をする場合の譲渡所得の特例の創設

海外へ移住する際に、有価証券等を有する場合、その含み益について課税する仕組みで、含み益が1億円以上ある場合に適用され、富裕層の国外転出対策と位置付けられます。なお、含み益のある有価証券等が、贈与・相続等により非居住者に移転した場合にも、含み益について課税されます。平成27年7月1日以後の国外転出・贈与・相続等について適用されます。

■国外に扶養親族がいる場合の取扱い

日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の

添付等が義務化されます。年末調整や源泉徴収、確定申告の際に、親族関係書類及び送金関係書類の添付または提示が必要となります。平成28年分の所得税から適用されます。

■ふるさと納税の拡充

地方創生を推進するため、個人住民税の特例控除額の上限を1割から2割に上げ、確定申告が不要な「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されます。住民税の控除限度額の引き上げは平成28年度分以後の住民税に適用されます。

相続税・贈与税関係

■事業承継税制の拡充

贈与税の納税猶予制度の適用を受けている者(2代目)が、3代目に対する再贈与を行なう場合に、贈与税の納税義務が免除されます。

■住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充

直系尊属からの住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用期限が平成31年6月末まで延長され、消費

税が10%に引き上げられてからの住宅取得であれば、最大で3000万円までが非課税となります。

■結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置の創設

20歳以上50歳未満の個人の結婚・子育て資金の支払いに充てるために、直系尊属が金銭等を拠出して金融機関に信託した場合に、一人につき1000万円(結婚は300万円)までは贈与税が非課税となります。平成27年4月1日以降の贈与に適用されます。

■教育資金の一括贈与制度の延長・拡充

直系尊属からの教育資金の一括贈与制度について、その適用期限が平成31年3月31日まで延長され、特例の対象となる教育資金の使途の範囲に、通勤定期代、留学渡航費が加えられます。

消費税関係

■消費税率10%への引き上げ時期の変更等

消費税率10%への引き上げが平成27年10月1日から平成29年4月1日へ変更さ

れることになりました。それに伴い、転嫁対策措置法も平成30年9月30日まで延長されます。

■外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充

外国人旅行者向けの輸出品物販売場の免税手続について、免税手続カウンターを設置する事業者に代行させることが可能となります。また、外航クルーズ船が寄港した際に、臨時販売場を輸出物品販売場とみなす制度が設けられます。いずれも、平成27年4月1日以降適用されます。

■国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し

国外事業者が国境を越えて行なう電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引が消費税の課税対象となります。平成27年10月1日から適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡 郎

03-53363-5958

03-53363-5449

HP <http://www.tida-office.jp/>

東京法人会連合会

社会保障・税番号制度の早わかり

社会保障・税番号制度の概要

- 社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。
- 平成27年10月から、個人番号・法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されます。
- 税分野では、申告書や法定調書など、税務署に提出する税務関係書類に個人番号・法人番号を記載することによって、税務行政の効率化及び納税者サービスの向上などが期待されています。



個人番号について

- 個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されます。また、住民票を有する中长期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。
- 個人番号は、「通知カード」により、住民票の住所に通知されます。
- 個人番号の利用範囲は、番号法に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。

法人番号について

- 法人番号は、13桁の番号で、設立登記法人などの法人等に1法人1つ指定され、国税庁から通知されます。なお、法人の支店や事業所には指定されません。
- 法人番号は、書面により通知を行うこととしており、例えば、設立登記法人については、番号の指定後、登記上の本店所在地に通知書をお届けします。
- 法人番号は個人番号とは異なり、原則として公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

税務関係書類への番号記載時期について

- 申告書及び法定調書などを提出する方は、これらの税務関係書類に個人番号や法人番号を記載することが求められます。
 - ① 所得税：平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から
 - ② 法人税：平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から
 - ③ 法定調書：平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から（※）
 - ④ 申請書・届出書：平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から
- （※）法定調書の対象となる金銭の支払を受ける者等の番号も記載する必要があります。

目黒都税事務所からのお知らせ

平成27年度から自動車税の重課割合が変わります

平成26年度地方税法改正により、環境性能の良い自動車の軽減割合を拡充する一方、新車新規登録後、一定年数を経過した自動車の重課割合が引き上げられました。



重課割合

〈平成26年度まで〉

おおむね

10%



〈平成27年度から〉

おおむね

15%*

(※バス・トラックは概ね10%の重課です。)

【平成27年度から概ね15%の重課対象となる自動車】

ディーゼル自動車	平成16年3月31日までに新車新規登録を受けたもの ※
ガソリン自動車・LPG自動車	平成14年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

※東京都独自のグリーン化税制の改正により、重課対象となる自動車の経過年数（新車新規登録後）が10年から11年へと変更されました。

【対象外の自動車】

電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、スクールバス及び被けん引自動車。

【お問い合わせ先】

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日 午前9時～午後5時（土日・祝日、年末年始12/29～1/3を除く）

4月から固定資産税にかかる 土地・家屋の価格等がご覧になれます（23区内）

- ◆ 縦覧期間 平成27年4月1日（水）から6月30日（火）まで（土日・休日を除く）
- ◆ 縦覧時間 午前9時から午後5時まで
- ◆ 縦覧場所 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

＜縦覧できる方＞

平成27年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方

＜縦覧できる内容＞

所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など（縦覧帳簿）

（注）納税通知書は6月1日（月）に発送予定です。



東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。詳しくは、主税局のホームページをご覧ください。土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせください。

区役所だより

後期高齢者医療制度の給付制度

問：目黒区国保年金課後期高齢者医療係 電話：03（5722）9838

後期高齢者医療制度は75歳以上のかた（65歳から74歳で障害認定をうけたかたを含む）が加入する健康保険です。医療機関等の窓口負担は1割又は3割です。この負担割合は、前年の所得に応じて毎年8月1日に見直します。

高額療養費の支給

同月に支払った一部負担金が基準額（表1）を超えた場合、超えた分を高額療養費として支給します。対象者には、診療月から約4カ月後に、広域連合から申請書が送付されます（事前申請不要）。

なお、入院時の食事代や保険診療外の費用（差額ベッド料など）は、支給対象になりません。

葬祭費の支給

後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなった場合、葬儀を行った方（喪主）に7万円を支給します。

表1 高額療養費算定基準額（1カ月の自己負担限度額）

所得区分 (別表★)	外来+入院 (世帯ごと)の限度額		75歳到達に り後期高 齢者加入 した月 は、それ で加入し た医療 保険の 高年齢 の限度 額がそ れ半額 （個人 ごとに 適用）
	外来（個人ごと） の限度額	80,100円+1% ※1 (44,400円) ※2	
現役並み所得者	44,400円		
一般	12,000円	44,400円	
住民税非課 税者など	II 8,000円	24,600円	
	I 8,000円	15,000円	

※1 医療費（10割）が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算
 ※2 過去1年間に4回以上、世帯ごとの限度額による高額療養費の支給があった場合は、4回目以降の限度額は44,400円

療養費の支給

次の場合、医療費の全額を支払った後に申請して認められると、一部負担金相当額を差し引いた金額が払い戻されます。

- ① 被保険者証を提示せずに診療などを受けた、または保険診療を扱っていない医療機関等で診療などを受け、やむを得ないと認められるとき。
- ② 医師が必要と認めたコルセットなどの補装具を購入したとき。
- ③ 医師が必要と認めた、あんな・マッサージ・はり・きゅうなどの施術を受けたとき。
- ④ 骨折・脱臼などで、保険診療を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき。
- ⑤ 海外で診療を受けたとき。

★所得区分（後期高齢者医療制度）

所得区分	負担割合	判定基準
現役並み所得	3割	住民税課税所得が145万円以上の被保険者と、その同一世帯の被保険者。ただし、収入金額（経費控除前）が次に該当する場合には、申請により1割（所得区分は「一般」）となります ①世帯に被保険者が1人 収入金額が383万円未満。ただし、同一世帯に70歳以上75歳未満のかたがいる場合は、そのかたと被保険者の収入金額合計が520万円未満 ②世帯に被保険者が2人以上 被保険者の収入額合計が520万円未満
一般		現役並み所得者、住民税非課税などのいずれにも当てはまらない被保険者
住民税非課税など	II	1割 世帯の全員が住民税非課税の場合 世帯の全員が住民税非課税で、それぞれの所得が基準額以下の場合
	I	

入院時の自己負担額・食事代などの減額
 住民税非課税世帯のかたは、入院時に「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、医療費の自己負担限度額と食事代などが減額されます。また、同月に同一医療機関で高額な外来診療を受けたときも、認定証を提示すると窓口負担が自己負担限度額までとなります。必要な場合は申請により認定証が交付されます。

新入会員紹介

平成26年4月～平成27年3月入会

法人名	代表者	業種
◆第1支部——駒場1～4丁目、大橋2丁目1～10番地 (株)野澤 (株)地域貢献社	野澤 英隆 鈴木 理志	不動産業 飲食店、宿泊業
◆第2支部——大橋1丁目・2丁目11番地～、青葉台1～4丁目、東山1～3丁目 (株)4th FILM (株)BunBu (株)ケトル TSP 太陽(株) 和韓 石鍋 若狭 オーサワジャパン(株) (株)月 (株)ライズ (株)モリंगा & モリंगा	曾根 隼人 細川 真紀子 東井 久恵 広岡 正明 若狭 岳男 近野 秀郎 二瓶 佳織 木谷 正和 鈴木 繁乃	サービス業 教育、学習支援業 サービス業 サービス業 飲食店、宿泊業 卸売・小売業 卸売・小売業 サービス業 卸売・小売業
◆第3支部——上目黒1～5丁目 (株)サンフラワーインシュアランスコーポレーション (株)ハートフル ツナグマ(株) (有)ロックゲイツ (株)ホットスタッフ・プレゼンツ (株)スパイグラス・ミュージック (株)ホットスタッフ・エージェンシー (株)太平洋企画	高嶋 ケサ子 渡部 貴子 金澤 このみ 永田 友純 永田 友純 永田 友純 永田 友純 足立 事務所	サービス業 医療、福祉 卸売・小売業 ラッピングシールの販売 サービス業 情報通信業 卸売・小売業 サービス業
◆第5支部——中目黒4丁目、目黒3・4丁目、下目黒3～6丁目、中町1丁目 (有)ウェルビーイング (有)M.A CREATIVE NETWORK よつばパートナーズ(株) (有)アカサ商店 (合)パスファインダー	田中 裕美子 安達 稔 河邊 良子 渡辺 確 石橋 誉	不動産業 サービス業 サービス業 卸売・小売業 サービス業
◆第6支部——三田1・2丁目、目黒1・2丁目、下目黒1・2丁目 (有)ジャパンヘナ (株)サンクスエア (社)Kurasix	海老名 秋子 瀬田 千登 山中 綾子	卸売・小売業 金融・保険業 不動産業
◆第7支部——中目黒5丁目、中町2丁目、中央町2丁目、五本木1・2丁目、祐天寺1・2丁目 (合)アシスト Filoli マネージメント(合) (株)T K E アソシエイツ (株)住宅流通ジャパン (株)グランドサイドイノベーション	寺岡 善満 廣島 輝文 平野 哲 東倉 優介 大脇 盛弘	サービス業 不動産業 サービス業 不動産業 飲食業・宿泊業
◆第8支部——中央町1丁目、目黒本町1～6丁目 (株)Blue Reef (有)共栄打抜 (株)フォーザグッド (株)DEARWEST	角井 正朋 真田 惇実 下山 健司 石川 新也	飲食店、宿泊業 製造業 建設業 建設業
◆第9支部——五本木3丁目、鷹番1～3丁目、碑文谷2・4～6丁目 (株)トラヴォス モアーク農産(株) モアーク目黒ガーデン (株)ハイカラ 斉藤 泰宏 Ge3y's (株) Mile Stone アカウンティング(株)	篠原 英良 西村 松夫 臼井 雅志 斉藤 泰宏 澁谷 有樹 上田 泰司	情報通信業 卸売・小売業 建設業 公務 卸売・小売業 サービス業
◆第10支部——原町1・2丁目、洗足1・2丁目、南1～3丁目、碑文谷1・3丁目 (株)山元電子 (株)フロイデ 三浦事務所(株) (株)三晃電機	山元 清海 山本 美智子 三浦 清美 岩澤 剛一	製造業 不動産業 サービス業 製造業
◆第11支部——大岡山1・2丁目、中根1・2丁目、平町1・2丁目、緑ヶ丘1～3丁目 (株)Prato	芝 南雄	不動産業
◆第12支部——自由が丘1～3丁目 (株)HPTH はんこ広場自由が丘店 一般財団法人岩立フォークテキスタイルミュージアム (有)フィオーレ・ジャパン (合)BIGBIRD	槇 大介 品田 義隆 岩立 廣子 荻野 泰志 大鳥 隆	飲食店、宿泊業 卸売・小売業 教育、学習支援業 教育、学習支援業 サービス業
◆第13支部——柿の木坂1～3丁目、東が丘1・2丁目、八雲1～5丁目 (株)Brigade ジーザス介護サービス(合) (株)スタジオJ	塩見 英生 瀬口 聡 春日 純子	飲食店、宿泊業 医療、福祉 飲食店、宿泊業
◆特別会員 (株)かんぽ生命保険 東京支店 ガルフシール工業(株) (有)エイ・エス・ユー 平川良治税理士事務所 (株)建築構造研究所 (株)大成堂 Suina 整体院 小林マネジメントサービス 月岡 伸六 尾留川ビル Motorrad Central 目黒店 (株)グランドサイドイノベーション	埴生 守 柴 順一 平川 良治 大原 和之 王 博陽 小林 富佐子 月岡 伸六 尾留川 邦子 田中 徳兵衛 大脇 盛弘	金融・保険業 建設業 金融・保険業 サービス業 サービス業 医療、福祉 サービス業 飲食店、宿泊業 不動産業 卸売・小売業 飲食業・宿泊業

シリーズ よくわかる事業承継 第3話

自社株式の承継について考える

税理士法人 みらいコンサルティング

代表社員 松本 敏朗

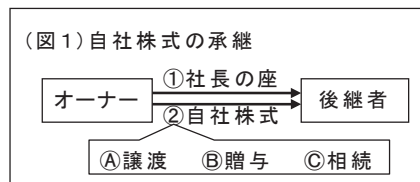
企業オーナーの下に「所有と経営」が一体化している中小企業の事業承継においては、「①社長の座（経営権）」と合わせてその権限を裏打ちする「②自社株式（財産権）」を承継します（図1）。両者が相俟って初めて「③経営基盤（支配権）」が固まります。

■自社株式保有の意味合い

株式会社の最終意思決定権は株主総会にあります。そして、株主総会の議案は持ち株数によって決します。三分の二を保有していれば単独で経営上の重要方針（特別決議事項）を決することができます。逆に誰かが三分の一を保有していると重要方針に拒否権を行使されます。過半数で社長の解任も可能です。ですから、少なくとも三分の二以上、可能な限り100%を後継者が承継することを目標とすべきです。

■自社株式の承継と課題

株式の承継には、**④譲渡** **⑤贈与** **⑥相続**という3つの方法があります。**④**の場合には、買取り資金の手当て（後継者側）や譲渡所得税（オーナー側）への対応、**⑤⑥**の場合には贈与税、相続税の納税（後継者側）が必要となりますが、株の価額如何によって必要資金額や納税額が大きく変わってきます。



では、株の価格（評価額）はどのように決まるのでしょうか。

基本的にはその時点での「時価」となりますが、今対象としている非上場株式は、市場で取引される上場株式と違って客観的な指標がありません。

せん。では相対で自由に決めていいのか。残念ながらそうもいきません。この場合、親族間の贈与・相続が関係することから、課税の公平性を損なうことのない適正な価額設定が求められるためです。そこで、実

務的には国税庁が定める「財産評価基本通達」に則った方式が使われます。同通達では会社の業種や規模等に応じて幾つかの算定方式が定められていますが、どの方式が適用されるかによって株の評価額が大幅に異なってくるという問題が内在しています。（株の評価については次号で説明します。）このことから「事業承継とは一にも二にも株の価格を下げることで（株価対策）」とする声が出てきます。

法令に則る範囲で株の評価を下げることであれば資金の有効活用が図られることになるので、「株価対策」は重要です。しかし、株の評価を引き下げるだけのために会社の経営に悪影響を及ぼしかねない方策を採用することは避けるべきです。あくまでも後継者へのスムーズな承継を実現させ、かつ会社の維持発展につながるのと観点から慎重に具体的な方策を検討していくべきでしょう。

（注）事業承継では、事業用資産の承継も重要な課題ですが、単純化のため割愛します。

■自社株式の承継—3つの方法

「**④譲渡**」は、文字通りオーナーから後継者が自社株式を買い取る方式です。親族への事業承継では余り利用されることはないと思いますが、後継者が買取り資金を手当てできれば、すっきりした方法です。親族への譲渡価額は、先にみたように適正な価額であることが求められます。

「**⑤贈与**」の場合は、贈与を受ける後継者が贈与税を納税することになります。贈与税は結構高額になるので（年間一億円だと約五千万円）、自社株式の一括贈与では納税資金の手当てが課題となるでしょう。

年間110万円の非課税枠を使いながら複数年に亘って贈与を実行していく方法があります。この場合、110万円の範囲内で贈与するやり方と、贈与税を納めて110万円を上回る額の贈与を行うやり方がありますが、いずれにせよ相当の期間を睨んだ作戦が必要となるでしょう。

「**⑥相続**」によって事業承継が行

われる場合には少し複雑な要素が加わります。自社株式が、他の財産と一緒に相続財産を構成すること、複数の相続人が関係してくることなどが影響します。もし、後継者が決まっていなければ、そこから話が始まります。自社株式の承継も流動化し、株式が分散して行くことも起こります。有効な遺言書等で、なんらかの指示をしておかなければいけません。但し、相続人は相続財産の一定割合（遺留分）までは分与を受ける権利を有しているのでその点への配慮が必要です。また、相続税が高額であれば（業績好調な会社ほど株価が高くなる傾向がある）、多額の納税資金を手当てしなければなりません。それやこれや問題が多く出てくるので、やはり事業承継には早めに取り組むことが大事です。

■特別な措置

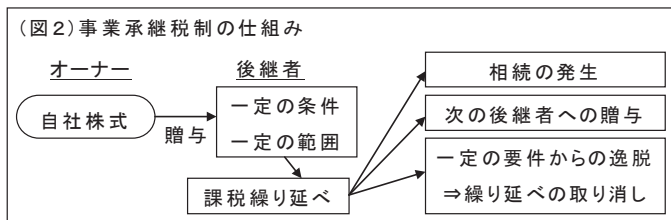
①相続時精算課税制度

贈与税額が高額になることから、これを軽減することを目的とした仕組みで、事業承継に直接関わる場面に限定されるものではありません。65歳以上の贈与者から20歳以上の子供（被贈与者）への贈与について

は、2,500万円（累積額）を上回る部分に対して20%で贈与税を納付しておく、その後、相続の発生時に、この時贈与した財産も合わせて相続税を再計算し、差額を納税するというものです。自社株式を贈与する場合、その価額は贈与時の価額で固定されるので、相続時に株価が下がっていると「損をする」ことになるといったような問題点はありませんが、工夫次第で十分利用できるでしょう。

②事業承継税制

一定の要件（業種ごとに定められている資本金基準を満たすことや、経済産業大臣の認定を得ることなど）に該当する事業承継において、自社株式に係る贈与税または相続税について一定の課税繰り延べを行うおうとするものです（図2）。オーナーから「後継者」に自社株式を贈与する場合、発行済株式数の三分の二までの承継に係る課税価格の100%が納税猶予されます（相続の場合も同様ですが、課税価格の80%が対象）。その後、相続が発生すれば相続税の課税繰り延べに切り替わります。また、「後継者の後継者」に贈与することも可能です。一



方、贈与後の5年間で従業員数の8割を維持することといった一定の要件を満たさなくなつた場合には、繰り延べされていた税額にその期間の利子相当分を加えて納税することになります。

中小企業の地域経済・雇用への貢献に鑑みて事業の

継続を支援することを目的としていますが、相続税、贈与税の特例的な措置であることから、適用要件が厳しめになっているので（徐々に緩和されてきていますが）、利用の是非については長期的な観点からの見極めが必要です。

参考

このほか、信託制度を利用する方法（自社株式や事業用資産を信託し、相続発生時にその受益者を後継者に変更するとの契約を締結する

ことによつて事業承継を実行しようとするもの）があり、業法や税法（後継者は対価を負担することなく信託の受益者となるので、贈与・遺贈によつて取得したものとみなす等）も整備されてきました。

以上、自社株式の承継の仕方と、それぞれの場合の税との関係について簡単に紹介しました。会社の規模や形態、自社株式の保有状況等によつてどのような方法を採用するかも変わってきます。次回、自社株式の評価方法について確認したうえで、事業承継について更に考えてみたいと思います。

私たちは企業経営のパートナーとして、お客さまと共に「みらい」を創造します。

会計、税務、労務などワンストップで幅広い業務を支援します。



みらいコンサルティング

お問い合わせ

03-3519-3970

<http://www.miraic.jp>

健康エッセイ

若々しく健康に 認知症予防



株式会社 jast
会長 安田 祥子

爽やかな季節が巡ってきました。
軽やかな足取りでお散歩に出てみましょう。

ところで、マスコミでも報道がありましたように、認知障害を発症する方が増加傾向にあるようです。団塊の世代が高齢となり相対的に認知症を発症なさる方の人数が増加する可能性も考えられますが、予防が可能であればぜひとも予防したいものです。

「最近もの覚えが悪くなった」「忘れっぽくなった」と感じることはありませんか？ そうしたお声に私は「若い頃もたくさん忘れていたのですが、加齢とともに反省する能力が上がったのです」とお話ししておりますが、実はそうなることは当然と言えば当然なのです。私たちは経験したことや外からの情報を脳の中の海馬というとても小さな（ちよつと太った成人男性の小指程度の大きさ）器官に記憶と

して一時的に保管します。その後、その記憶は脳皮質に移されて、長い間脳の中の引き出しにしまわれます。昔のことでも覚えていたり、何かの拍子に思い出したりするのは、その引き出しから取り出しているのです。ではどうして忘れっぽくなるのでしょうか？

私たちの脳が海馬のような小さな器官にあらゆる情報を詰め込んで脳皮質に送り込むためには、いったん記憶を消去して、再度、他の記憶とも一緒にして（記憶の連合と呼びます）より強い記憶に変換してから脳皮質に送り込みます。ただ、無闇矢鱈に消しているわけではありません。記憶を一旦消去してまた構成する、実に手間のかかる作業をすることで知識が作られているのです。例えば、小さな子供がネコを見て「ニャー」と鳴いて4本足の動物」と覚えます。次の日に「ワンと鳴いて4本足が動物」と覚えま

す。すると記憶として「ニャー」と鳴いてもワンと鳴いても4本足は動物」と知識を更新しています。また、2本足で歩くのはヒトですが、杖をつけて3本足でもヒトと分類は細かくなっていきます。結果として私たちは記憶が更新されることで知識を積み上げているのです。

では脳の中でいったん情報を消去するにはどうすれば良いのでしょうか？ ここでも脳は実に細かな作業をしています。神経新生という新しいニューロン（神経細胞）を生みだし、1〜2か月後には今まであった神経回路に新しい神経回路を構築します。そして私たちの脳がこの神経新生によって海馬から古い記憶をいったん消去して、脳皮質に送り込むことができます。海馬の空き容量は増えます。年を重ねるとこの神経新生が衰え、古い記憶がたくさん海馬に貯蔵されているので空き容量が少なくなっているのです。でも諦める必要はありません。神経新生を促せばよいと考えられます。

それにはどうすれば良いのでしょうか。実験結果や臨床によって確かめられていることがあります。

一つは豊かな環境、つまり新しい刺激のある生活や身体をこまめに動かして運動することです。ラットの実験でも1匹だけケージで飼育されているラットの神経新生はあまり望めません。もう一つの方法が必須脂肪酸（EPAやDHAなど）の積極的な利用です。EPAやDHAは背中の青いお魚にたくさん含まれていますが、お魚が苦手な方やしつかり必須脂肪酸を摂りたいと思う方へのお薦めは植物性の脂肪酸（ビーガンと呼ばれます）やオキアミなどから抽出されたサプリメントです。安全性や効果を視野にいれればサプリメントの摂取も有効でしょう。

さあ、明るい日差しのもと外に出てたくさんの刺激を受けましょう。



株式会社 jast

jastロイヤルクラブ

健康相談室

お問い合わせ

☎ 03-6265-0263

HP <http://www.jast1.jp>

外国人留学生の お国紹介(10)



東京大学大学院生
オスカー ストロム
(スウェーデン王国)

私はオスカー ストロムです。テクノロジーを勉強する24歳のスウェーデン人で、東京大学で1年間勉強するため6カ月前に日本に来ました。日本に来るのも、外国で暮らすのも初めてですが、日本を選んだのは子供のころに日本のアニメが大好きだったこととスウェーデンとは全く異なった文化を知りたいと考えたからです。日本に住んでみて日本の文化や言語だけでなく、自分自身や自国の文化についても理解を深めています。

スウェーデンについて説明したいと思います。ヨーロッパの北部に位置し、ストックホルムが美しい首都であるということも多く、日本の方がご存じで、家具のIKEAや偉大なサッカー選手のブラタン・イブラヒモヴィッチがよく話題に上がります。スウェーデン北部の冬は確かに極寒の地ですが、国土が南北に長いので南部

の夏にはとても暖かい日があります。スウェーデンを訪れるならば夏をお勧めします。秋と春には何カ月にもわたって雨や曇天のいやな天気が続きます。

日本に来て驚いたことの一つに70年代のスウェーデン人ポップグループのABBAが今でも人気があるということです。「ダンシングクイーン」がカラオケ店で最も歌われる曲だと知った時にはびっくりしました。

日本の文化はスウェーデンで段々と普及し、特に若い層に受けています。日本のアニメや漫画は知らない人がいないくらいだし、趣味で日本語を学ぶ人が沢山います。

地理と言語

スウェーデンの国土は日本より少し広く、人口は東京23区と同じくらい(約968万人)です。日本と異なり、スウェーデンの人口密度は高くありません。大多数の人は南部の海沿いに住んでいます。

スウェーデンは島国ではありません。大きな湖や二か所の大きな多島海があり、大小合計で20万もの島があります。私はイエーテボリ(Göteborg)出身で、そばに多島海があり、いつも海を近くに感じていたので、日本の暮らしはとても居心地が良いです。

スウェーデンについて最も気に入っていることと言えば「自然享受



権」(Everyman's right)です。この権利によれば個人の所有地であつても自然に分け入り、散歩やキャンプを楽しむことができます(人家のすぐ近くや自然保護地は除かれます)。つまり人の迷惑や破壊行為をしなればどんな自然にも分け入ることができます。自分も家族もハイキングが好きなので、よく一緒に島や森にキャンプに行きました。

スウェーデンには王がおり君主制をとっています。しかし日本の天皇と同様に国の象徴であり、直接的に統治する権力は持っていません。

言語はスウェーデン語で、ドイツ語や英語とそれほど変わらないため、共通の単語があり文章構成が似ています。スウェーデン語には日本語では聞かれない発音があります。スペイン語のように転がすようなRの発音や、ä, å, öで表される独特の発音もあります。発音を日本人の友人に教えるのですが、いつも失敗してデンマーク語のようになります。

料理

スウェーデン料理は日本食と同様に魚介類と深く関わっています。南部ではウナギを良く食べますし、夏のお祭りの時期には友人同士で集まり、歌を歌い、ひたすらザリガニを食べます。

「シュールストレミング」は納豆とよく比較されるひどいにおいの悪名高い食べ物です。北部の伝統的な食べ物で、鯀の発酵食品です。

もしIKEAに行くようなことがありますしたら、レストランでスウェー



デンミートボールやグラブラツクスという砂糖や塩でマリネにされ数日間保存処理をしたサーモンを召し上がるというでしょう。

スウェーデン人はお茶よりもコーヒーを良く飲みます。よく「フィーカ」という焼き菓子を食べながら会話を楽しまします。スウェーデン人なら仕事中に一日2回はフィーカを食べます。

自分が今、日本で暮らせることに感謝しています。日本の皆さんがいくらかでもスウェーデンを知ることができ、さらにいつかスウェーデンを訪れてくれるといいなと思います。

税から社会を知り、社会から税を知る

租 税 教 室

～目黒税務署管内2校3クラスで、97名が受講！

目黒法人会は、租税教育推進協議会の一員として租税教育の普及推進を地域社会貢献活動（公益事業）のひとつとして取り組んでいます。目黒管内の小学校において、6年生の社会科の補完授業の1時限をお借りし、租税教室の開催を推進しています。

次代を担う子供たちに国や地方公共団体を支える税の役割について理解を深めてもらうことを目的に、租税教室は写真やアニメビデオを使用したわかりやすい内容になっています。

目黒法人会青年部会・女性部会などが中心となって、「租税教室講師及びアシスタント養成研修会」を開催し、事前に何度もリハーサルを重ね、平成27年2月、出身小学校などで教鞭をとりました。

「教えて！税って何だろう？」



- 1** 税金の流れと用途の決め方は？
消費税を例にとり、税金がどのように集められどのようにその用途を決めるのかを学びました。



- 3** 税金はどんなものに使われているの？
税務署・学校・公園・銀行・神社は？



- 2** 税金にはどんな種類があるの？
所得税、法人税、とん税？



- 4** 税金のある世界とない世界ではどちらが良いの？アニメビデオを鑑賞。



- 5** 1億円を持ってみよう！
重さは10キログラム。積み上げると高さ1メートルにもなります。

公益社団法人 目黒法人会イベント情報

(どなたでも参加できます。お待ちしております。)

公益社団法人 目黒法人会では、各種セミナー・講演会・説明会を開催致しております。毎週水曜日は「研修の日」とし、下記以外にも随時開催しておりますので、公益社団法人 目黒法人会事務局 (TEL：3712-9588) までお問合せください。
最新のイベント情報は、当会のホームページ (<http://www.tohoren.or.jp/meguro/>) をご覧ください。

行 事	日 時	会 場	内 容
人 事・労 務 経 営・税 務 相 談 室 (誰でも参加自由)	相談予約は 法人会事務局へ (TEL 3712-9588)	法人会館 もしくは申込会社	人事労務の諸問題を事業経営のなかでいかに解決するか等相談 コーナー ・人事・労務・賃金全般 ・社会・労働保険全般 (厚生年金、健康保険、労働保険など) ・経営・金融など相談全般
インターネット セミナー	ご不明の場合は 法人会事務局へ (TEL 3712-9588)	ご使用の パソコンから アクセス下さい	・目黒法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます (http://www.tohoren.or.jp/meguro/) ・会員以外の方もセミナーが無料で受講できます
新設法人説明会 (誰でも参加自由)	4月16日(木)13時30分 6月26日(金)13時30分 8月21日(金)13時30分 10月22日(木)13時30分 12月8日(火)13時30分	目黒税務署	新設法人対象 (会員不問) 税知識、会社設立に伴う税務手続きを 親切に解説します (ホームページの新設法人企業経営者の皆様に) をご覧下さい
決算法人説明会 (誰でも参加自由)	4月24日(金)14時 5月26日(火)14時 6月19日(金)14時 7月3日(金)14時 8月24日(月)14時 9月17日(木)14時 10月21日(水)14時	目黒税務署	決算期を迎える法人対象 (会員不問) 主に決算・申告の実務、法人税、消費税、印紙税、源泉所得税等 を解説します。
～事業を継続し、 発展させる～ 「事業計画書」の 作り方セミナー (誰でも参加自由)	5月8日(金)14時～17時	目黒法人会館	・小規模事業者持続化補助金とは ・事業継続のための経営計画の重要性 ・経営計画立案の進め方 ・補助金採択を考慮した「経営計画」の作り方 ・補助金申請のポイント
基礎法人税セミナー (10回シリーズ) (誰でも参加自由)	6月3日(水)14時 6月10日(水)14時 6月17日(水)14時 6月24日(水)14時 7月1日(水)14時 7月8日(水)14時 7月15日(水)14時 7月22日(水)14時 7月29日(水)14時 8月5日(水)14時	目黒法人会館	会員・非会員の企業経営者および従業員の方を対象に、法人税の 基礎から確定申告書の仕組みまでの知識の習得を目的として開 催。 平成 27 年度の税制改正に基づく法人税のあらまし、所得金額、 損益の期間帰属、棚卸資産、交際費等、貸倒損失と貸倒引当金、 各種損益、別表の作成方法、申告と納税等についてわかりやすく 説明します。
普通救命技術者 資格講習会 (誰でも参加自由)	6月12日(金)18時～	目黒消防署 4 階	救急処置法を楽しく知るとともに、大事な人命を救うために所定 のカリキュラムを受講すると A E D (自動体外式除細動器) の操 作、心肺蘇生法などを含めた「普通救命技術者資格」が取得でき ます。
普通救命技術者 資格更新講習会 (3年前講習参加者対象)	7月10日(金)18時～	目黒消防署 4 階	救急処置法を楽しく知るとともに、大事な人命を救うために所定 のカリキュラムを受講すると A E D (自動体外式除細動器) の操 作、心肺蘇生法などを含めた「普通救命技術者資格の更新」が取 得できます。

※上記以外にも、各種講演会・セミナー・勉強会などを企画・開催しておりますのでお問合せください
※セミナー・講演会・イベント等の参加、経営、税務、労務等の相談などのお問合せ、お申込みは公益社団法人目黒法人会事務局宛お
願います。 **FAX：3712-8829 TEL：3712-9588 Eメールアドレス：mg_info@tohoren.or.jp**
(他协会会员の方、会員以外に一般の方のご参加をお待ちしています)

セミナー・講演会・イベント・相談会参加申込書 (コピーしてお使いください)

参加行事名	開催月日	参加者ご芳名	ご役職名・その他

お申込会社名： TEL FAX
お申込会社住所： E-mail:

これからの予定

2015 WE LOVE MEGURO 開催のご案内

東京目黒ロータリークラブ、目黒区等との共催で目黒川沿岸および周辺一帯の清掃活動を行います。少年サッカーチーム・ボーイスカウト・地元町内会・法人会等の団体が20くらいのブロックに分かれ、中目黒公園に向かいながら清掃活動を行います。清掃活動終了後には軽食が提供されます。ぜひご参加下さい。



記

日時 平成 27 年 5 月 17 日 (日) 午前 10 時集合 予定

集合場所 最終集合地は中目黒公園ですが、最初の集合場所は参加を申込まれた方々に後日ご連絡いたします。

内容 ①目黒川一帯の清掃等美化啓発活動 (道具等は全て準備してあります)
②管理運営スタッフ (列前後の警備、集合場所でのゴミ分別・弁当等配布)

第 50 回「中目黒阿波踊り」目黒法人会連参加者募集

開催日 本番 平成 27 年 8 月 1 日 (土)
午後 6 時 30 分より演技開始

練習 7 月より開始予定

場所 東急東横線中目黒駅周辺

※踊り手・大太鼓・小太鼓・三味線・笛演奏へのご参加ご希望の方は下記までご連絡ください。



お問合せ・申し込みは公益社団法人目黒法人会事務局へ
Tel 3712-9588 Fax 3712-8829 E-mail:mg_fujie@tohoren.or.jp

健康寿命

編集子

私の友人で130歳まで生きたいと言った人がいます。大学で教鞭を執りグラフィックデザイナーとして活躍している人です。久しぶりの電話でも健康寿命について熱く語ってくれました。

日本人の「平均寿命」は平成25年で女性86・61歳で男性は80・21歳です。一方、健康で活動的に暮らせる期間の「健康寿命」は女性が74・21歳、男性は71・19歳です。平均寿命から健康寿命を引いた期間が不健康な期間、要介護状態の期間で女性は凡そ12年、男性は9年間です。ある大学でのアンケートの結果、要介

護状態になった時、若い世代は施設での介護を、高齢者は在宅での介護を希望する人が多かったそうです。

目黒区の特別養護老人ホームは6施設で入居定員は509人です。入居を希望する待機者は1000人とも700人とも言われていますが、入居できる人は要介護4以上の人に限られています。しかも介護職員の不足で入居者数が定員を下回る施設もあります。

在宅での介護も老々介護はもとより、少子化と晩婚による女性の晩産化で、親の介護と育児が同時進行するダブルケアも深刻です。

要介護状態になる原因の第一位は関節の疾患や転倒による骨折などの疾患で全体の23%です。

然し、医学の急速な進歩で人は再生医療によって若返り、永遠に30歳でいられるのも夢ではないようです。友人も130歳の誕生日を元気で迎えられられるかも知れません。

上田弘子

編集後記

躍動の春、経済も着実に力を蓄えて来ている。本誌の使命である税知識の普及に加え、経営上のヒントをちりばめた各種コラムを配置した「春号」をお届けできた。税制改正を踏まえた健全な経営と人々の動向を捉えた戦略的経営。両者を共にスタートさせる「春」であると思う。なにかと忙しい春、皆様御苦勞様でした。

田島順一郎

公益社団法人
目黒法人会会員

公益社団法人
目黒法人会会員

切り取って、決算シールとしてお貼りください。

東法連 特定退職金共済制度

従業員のための退職金を
計画的に準備できます。



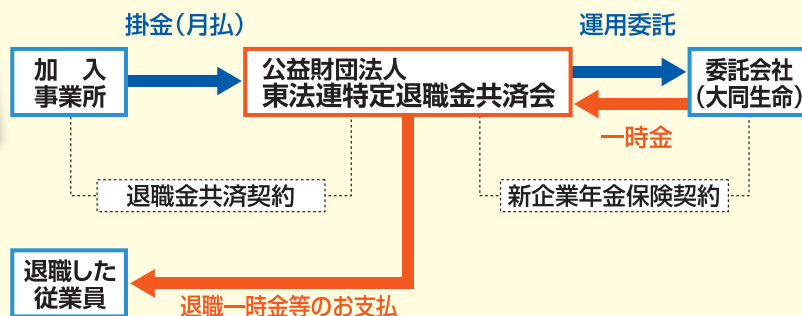
優秀な人材の確保、
定着化に役立ちます。

特退共制度の

5つの魅力

- ① 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
- ② 掛金は全額損金(または必要経費)に算入できます。
- ③ 過去勤務期間の通算の取扱いを利用できます。(新規加入時のみ)
- ④ 中退共(中小企業退職金共済制度)との重複加入が可能です。
- ⑤ 簡単な手続きで加入いただけます。

東法連特退共制度 の仕組み



この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

公益財団法人東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約6千社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

○このご案内は、平成26年7月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

企C-26-11-S(平成26年8月1日)P6965

〒160-0002 東京都新宿区坂町13番地4 全法連会館3階
TEL : 03-3357-1641 FAX : 03-3357-1642
<http://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp>



法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。



渋谷支社/東京都渋谷区道玄坂1-10-8
(渋谷道玄坂東急ビル3F) TEL 03-5489-6800



東京第五支店 営業一課/東京都新宿区西新宿2-4-1
(新宿NSビル14F) TEL 03-5320-2561